

別表第五号表(第六十八条関係)

海運業収益及び費用明細表

区別	要 目	金 額	備 考
海 運 業 収 益	外 航	運賃	
		賃 船 料	
		他 船 取 扱 手 数 料	
	航	そ の 他	
		計	
	内 航	運賃	
		賃 船 料	
		他 船 取 扱 手 数 料	
	航	そ の 他	
		計	
	そ の 他		

海 運 業 費 用	合 計			
	外 航	運 航 費		
		船 費		
		借 船 料		
	航	他 社 委 託 手 数 料		
		そ の 他		
		計		
	内 航	運 航 費		
		船 費		
		借 船 料		
	他 社 委 託 手 数 料			

	そ	の	他		
		計			
	そ	の	他		
	合	計			
海 運 業 損 () 益					

(記載上の注意)

- (1) この表は、損益計算書の「海運業収益」及び「海運業費用」について記載する。
- (2) 外航とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海をいい、内航とは、その他の航海をいう。
- (3) 当該事業年度において外航及び内航のいずれにも就航した船舶に係る「海運業収益」及び「海運業費用」は、就航日数の多い方に全額を計上する。
- (4) その他欄には、外航、内航の区別をなし得ない収益又は費用について記載する。